

南加賀広域圏事務組合告示第5号

平成25年11月26日議決した次の予算の要領は別紙のとおりである。

平成25年12月2日

南加賀広域圏事務組合

管理者 和田 慎 司

○平成25年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，次の事項につき専決処分したので，同法同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成25年度

専決第1号 平成25年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業特別会計補正予算
(第1号)

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集するいとまがないと認め専決処分する。

平成25年11月1日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎司

平成25年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成 25 年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業 特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度南加賀広域圏事務組合ふるさと振興事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		36,570	1,000	37,570
	1 財産運用収入	36,570	1,000	37,570
歳 入 合 計		49,600	1,000	50,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,600	1,000	50,600
	1 総務管理費	49,600	1,000	50,600
歳 出 合 計		49,600	1,000	50,600